

平成28年度における東北地区の下請法の運用状況等について

平成29年6月14日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成28年度における書面調査は、東北事務所管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,370名（製造委託等^{（注1）}1,664名、役務委託等^{（注2）}706名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者8,800名（製造委託等7,124名、役務委託等1,676名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全 国	東 北	全 国	東 北
平成28年度	39,150	2,370	214,500	8,800
製造委託等	25,696	1,664	151,912	7,124
役務委託等	13,454	706	62,588	1,676
平成27年度	39,101	2,370	214,000	8,800
製造委託等	26,559	1,705	151,499	7,000
役務委託等	12,542	665	62,501	1,800
平成26年度	38,982	2,160	213,690	8,700
製造委託等	25,935	1,544	152,504	7,109
役務委託等	13,047	616	61,186	1,591

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は321件（製造委託等220件、役務委託等101件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが317件（製造委託等217件、役務委託等100件）、下請事業者等

からの申告によるものが4件（製造委託等3件、役務委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は327件（製造委託等224件、役務委託等103件）であり、このうち322件（製造委託等220件、役務委託等102件）については指導の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数				処 理 件 数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措 置			不問	計
						勧告 ^(注)	指導 ^(注)	小計		
平成28年度	全国	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
	東北	317	4	0	321	0	322	322	5	327
	製造委託等	全国	4,554	82	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
	東北	217	3	0	220	0	220	220	4	224
	役務委託等	全国	1,923	30	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
	東北	100	1	0	101	0	102	102	1	103
平成27年度	全国	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
	東北	300	3	0	303	1	302	303	1	304
	製造委託等	全国	4,382	69	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
	東北	224	3	0	227	1	227	228	1	229
	役務委託等	全国	1,828	26	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
	東北	76	0	0	76	0	75	75	0	75
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	東北	317	2	0	319	0	292	292	17	309
	製造委託等	全国	4,074	62	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
	東北	225	2	0	227	0	211	211	9	220
	役務委託等	全国	1,649	21	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
	東北	92	0	0	92	0	81	81	8	89

（注1）勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

（注2）新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

- ア 指導を行った事件を行為類型別に見ると、1件の事件で複数の行為類型に該当する違反行為があった事件があるため、違反行為の類型別件数の延べ数（以下「延べ数」という。）は529件となる。このうち、製造委託等に係るものが357件、役務委託等に係るものが172件となっている。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は274件（延べ数の51.8%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが190件、役務委託等に係るものは84件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は255件（延べ数の48.2%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が156件（実体規定違反に係る延べ数の61.2%）、②買いたたきが49件（同19.2%）、③下請代金の減額が20件（同7.8%）等となっている。
- （ア）製造委託等に係る実体規定違反は167件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が93件（製造委託等の実体規定違反に係る延べ数の55.7%）、②買いたたきが35件（同21.0%）、③下請代金の減額及び割引困難な手形の交付がそれぞれ15件（同9.0%）等となっている。
- （イ）役務委託等に係る実体規定違反は88件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が63件（役務委託等の実体規定違反に係る延べ数の71.6%）、②買いたたきが14件（同15.9%）、③購入・利用強制が6件（同6.8%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反			実 体 規 定 違 反												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	害因困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
平成 28 年度	全国	4,806	629	5,435	34	3,375	489	15	1,143	78	59	365	208	49	0	5,815	11,250	
	東北	244	30	274	2	156	20	1	49	6	1	15	5	0	0	255	529	
	製造委託等	全国	3,555	457	4,012	30	2,184	393	14	901	46	58	347	168	34	0	4,175	8,187
		東北	171	19	190	2	93	15	1	35	0	1	15	5	0	0	167	357
	役務委託等	全国	1,251	172	1,423	4	1,191	96	1	242	32	1	18	40	15	0	1,640	3,063
		東北	73	11	84	0	63	5	0	14	6	0	0	0	0	0	88	172
平成 27 年度	全国	4,507	470	4,977	19	3,131	373	14	631	69	56	210	161	33	0	4,697	9,674	
	東北	228	34	262	0	144	16	3	30	5	1	7	9	3	0	218	480	
	製造委託等	全国	3,294	344	3,638	17	2,070	281	12	518	42	53	201	138	24	0	3,356	6,994
		東北	175	23	198	0	101	12	3	23	4	1	7	7	3	0	161	359
	役務委託等	全国	1,213	126	1,339	2	1,061	92	2	113	27	3	9	23	9	0	1,341	2,680
		東北	53	11	64	0	43	4	0	7	1	0	0	2	0	0	57	121
平成 26 年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	東北	217	20	237	0	131	10	0	10	0	0	2	1	0	0	154	391	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		東北	158	12	170	0	86	6	0	10	0	0	2	1	0	0	105	275
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		東北	59	8	67	0	45	4	0	0	0	0	0	0	0	0	49	116

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務の違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成28年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者12名から、下請事業者212名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額約1256万円の原状回復が行われた。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者132名に対し、835万円の減額分を返還した(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成 28 年度	全国	131 名	4,060 名	18 億 4452 万円
	東北	3 名	132 名	835 万円
平成 27 年度	全国	93 名	4,405 名	7 億 7050 万円
	東北	2 名	49 名	1328 万円
平成 26 年度	全国	108 名	2,253 名	4 億 499 万円
	東北	8 名	136 名	101 万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 40 名に対し、253 万円の遅延利息を支払った（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
平成 28 年度	全国	144 名	2,076 名	6958 万円
	東北	6 名	40 名	253 万円
平成 27 年度	全国	124 名	2,857 名	3 億 2691 万円
	東北	2 名	7 名	1,945 円
平成 26 年度	全国	91 名	1,783 名	6299 万円
	東北	6 名	52 名	144 万円

ウ 購入・利用強制事件においては、親事業者は、下請事業者 3 名に対し、167 万円を返還した（第6表参照）。

第6表 下請事業者に対する購入・利用強制事件における返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
平成 28 年度	全国	7 名	221 名	2359 万円
	東北	3 名	40 名	167 万円
平成 27 年度	全国	1 名	199 名	25 万円
	東北	—	—	—
平成 26 年度	全国	—	—	—
	東北	—	—	—

（注）該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、東北事務所における平成28年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法等の基礎的な説明を行う「基礎講習会」を6県6会場で実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会の実施

毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定めているところ、東北経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を6県6会場（うち公正取引委員会主催分3県3会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 下請法等に係る相談

下請法等に係る相談210件（下請法200件、優越的地位の濫用規制10件）に対応した。

(2) 公取委による中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を3か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成29年3月時点における東北事務所管内の下請取引等改善協力委員は17名であり、同委員から各地域における下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

事業者による下請法等のコンプライアンスの取組を積極的に支援するため、事業者団体が開催する下請法等に関する研修会等に講師派遣を6回行った。

平成28年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)

- ① 金型及び治工具部品の製造を下請事業者へ委託しているA社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 金属整形品の製造を下請事業者へ委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 産業用機械の部品の製造を下請事業者へ委託しているC社は、発注時に定めた納期前に下請事業者から給付を受けたことを理由に、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 貨物の運送を下請事業者へ委託しているD社は、「毎月末日締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、一部の役務の下請代金については、60日を経過して支払っており、最長で32日の支払遅延が生じることとなった。

2 下請代金の減額(第4条第1項第3号)

- ① 産業用機械の部品の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請代金の支払について手形払と定めており、下請事業者から希望がある場合には現金による支払を行うこととしているところ、現金で支払う際に、「金利引き」として自社の短期の調達金利相当額を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ② 自動車の修理を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意せずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ③ 飲食料品の製造を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者からの給付の一部を試供品として転用し、その代金を下請代金の額から減じていた。
- ④ 設計図の作成を下請事業者へ委託しているH社は、設計変更を理由として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

3 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)

- 加工食品の製造を下請事業者へ委託しているI社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

4 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)

- 産業用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。